



厚生労働省 三重労働局発表  
平成 25 年 10 月 29 日(火)  
午前 8 時 30 分 解禁

厚生労働省三重労働局職業安定部		
担	職業安定課長	川西 利弘
	職業安定課長補佐	小西 克明
当	労働市場情報官	仲 誠
	電話	059-226-2305

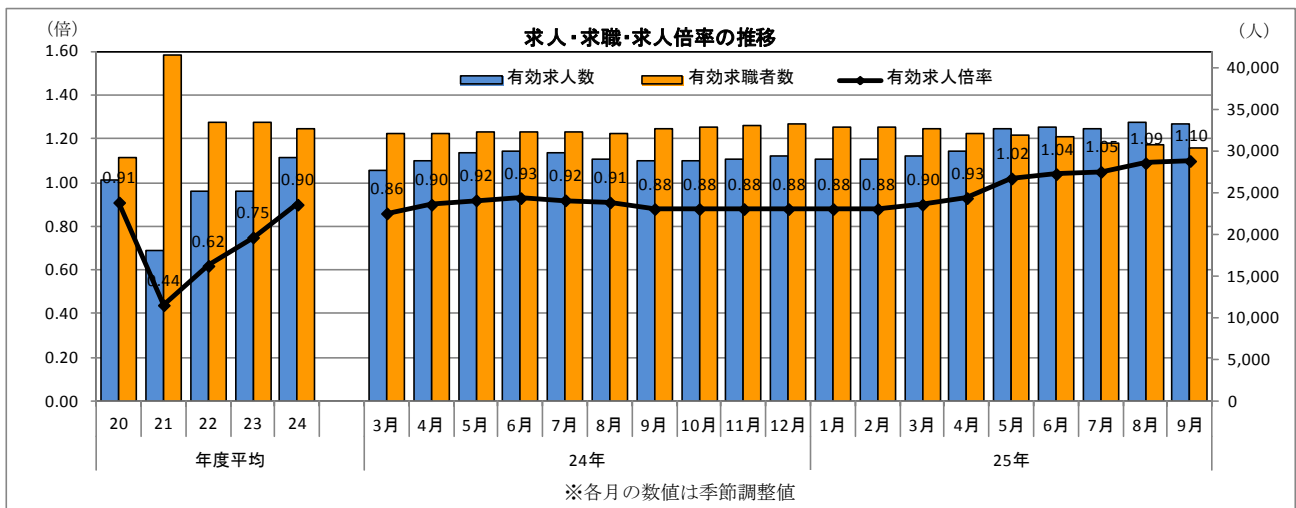
## 三重県の一般職業紹介状況

《平成 25 年 9 月内容》

- 有効求人倍率（季節調整値）は 1.10 倍で、前月を 0.01 ポイント上回る。  
全国の有効求人倍率は 0.95 倍。三重の順位は全国第 11 位。
  - 新規求人倍率（季節調整値）は 1.63 倍で、前月を 0.09 ポイント下回る。
  - 県内の雇用失業情勢は、一部に厳しさが残るものの、改善している。
- ※ 有効求人数（季節調整値）は 2 か月ぶりに前月を下回ったが、有効求職者数（同）は 9 か月連続で前月を下回ったため、有効求人倍率は前月（1.09 倍）を上回った。（7 か月連続）
- 新規求人数（原数値）、有効求人数（同）は前年同月比で増加し、新規求職者数（同）、有効求職者数（同）が前年同月比で減少となるなど改善の動きは継続している。製造業新規求人数が 2 か月連続で前年同月比増加するなど景況感はあるが、正社員求人倍率が全国平均をわずかに下回っているなど、一部に厳しさは残る。先行きについては、企業活動の回復に向けた動きを背景に改善基調の継続が期待される。

### 《概要》

- 平成 25 年 9 月の有効求人数(季節調整値)は 33,378 人で前月に比べ 0.5%減少し、有効求職者数(季節調整値)は 30,401 人で同 1.1%減少したことから、有効求人倍率は 1.10 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回る。
- 9 月の新規求人数(季節調整値)は 11,772 人で前月に比べ 8.1%減少、新規求職者数(季節調整値)は 7,231 人で同 3.1%減少し、新規求人倍率は 1.63 倍となり、前月を 0.09 ポイント下回った。
- 9 月の「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」計画届受理件数は 260 件、対象者数は 5,620 人で、前月より計画数は 34 件減少、計画対象者数は 1,072 人減少した。



正社員有効求人倍率は0.58倍で、前年同月(0.50倍)を0.08ポイント上回った。  
 有効求職者数が減少し、正社員有効求人数が増加したため有効求人倍率は前年同月を上回った。  
 直近のピーク(平成20年1月、0.82倍)と比べ依然低水準。

新規求人数(原数値)は11,899人で、前年同月より10.4%(1,118人)増加し、27か月連続で増加。

パートを除く新規求人は6,622人で、前年同月より10.3%増加し、6か月連続で増加。

パート新規求人は5,277人で、前年同月より10.4%増加し、22か月連続で増加。

有効求人数(原数値)は33,929人で、前年同月より15.8%(4,641人)増加し、43か月連続で増加。

新規求職申込件数(原数値)は7,128件で、前年同月より10.6%(849件)減少し、2か月連続で減少。

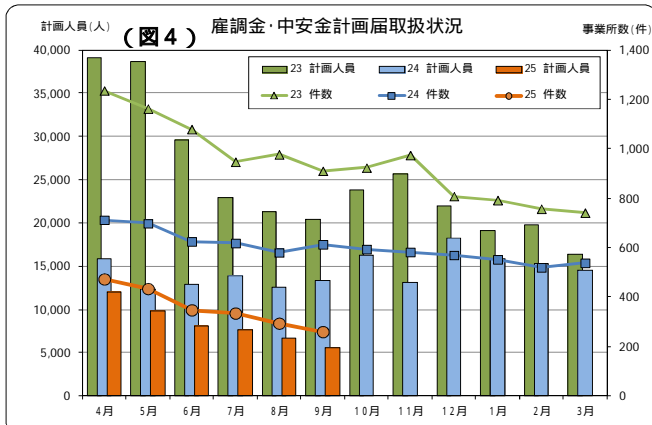
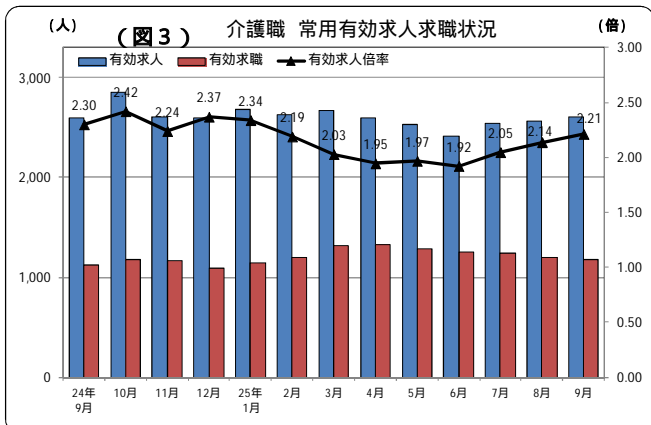
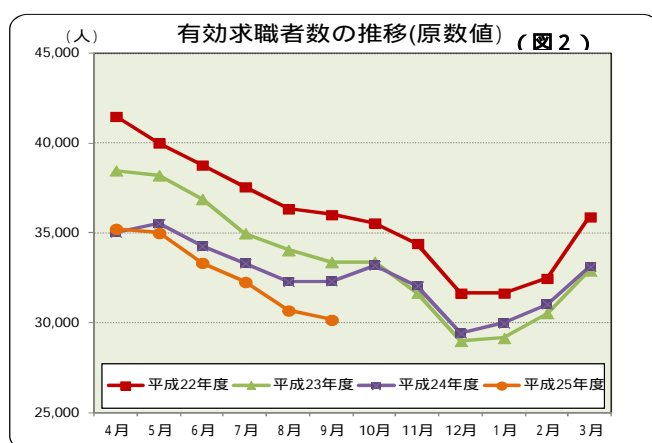
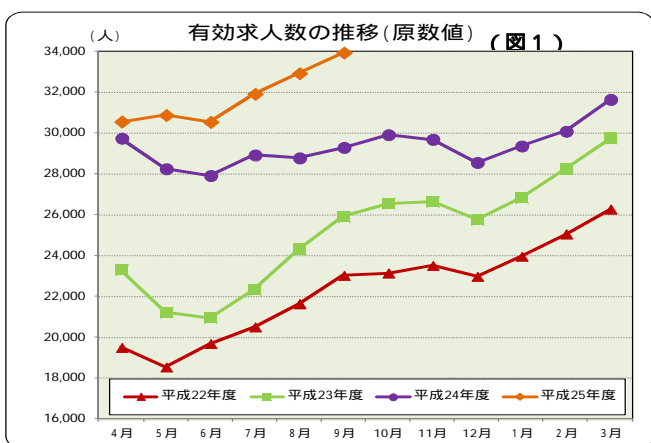
有効求職者数(原数値)は30,161人で、前年同月より6.7%(2,155人)減少し、5か月連続で減少。

新規常用求職者4,613人(パートタイムを除く)の態様別状況(前年同月比)

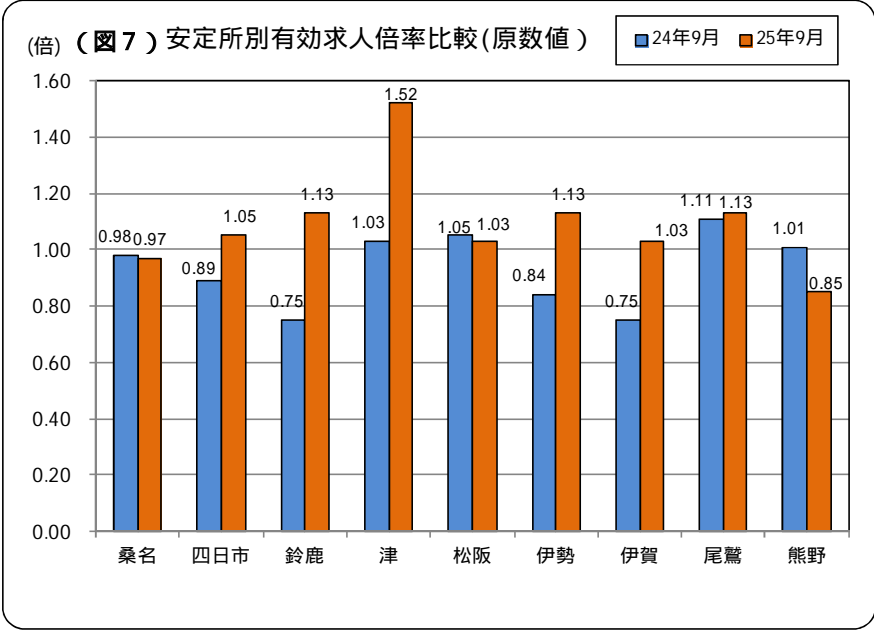
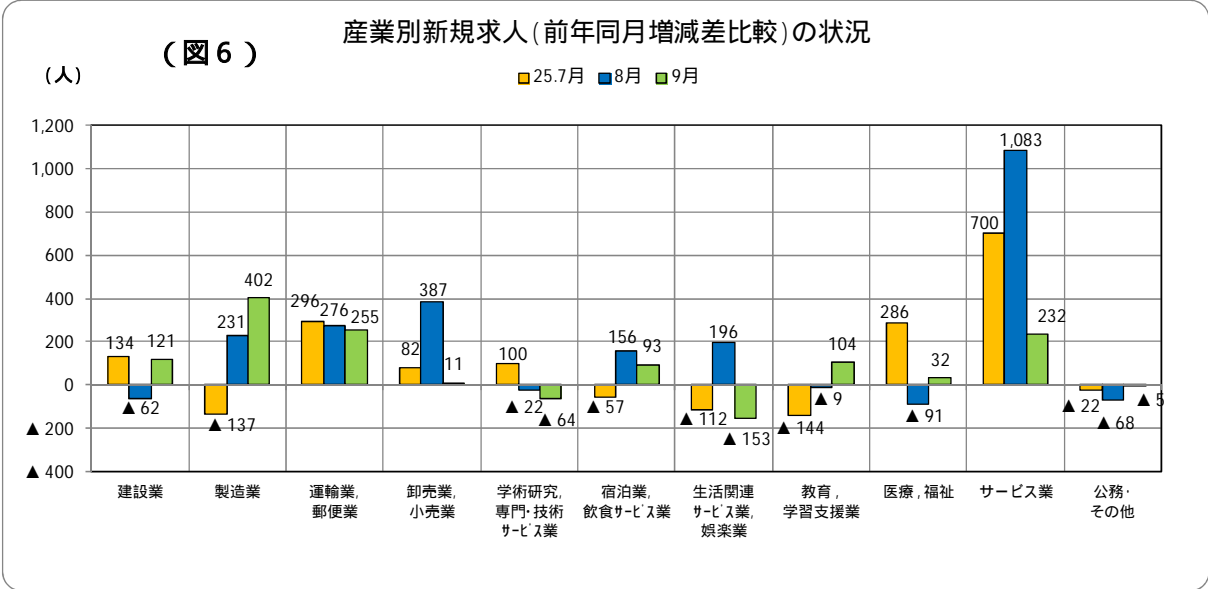
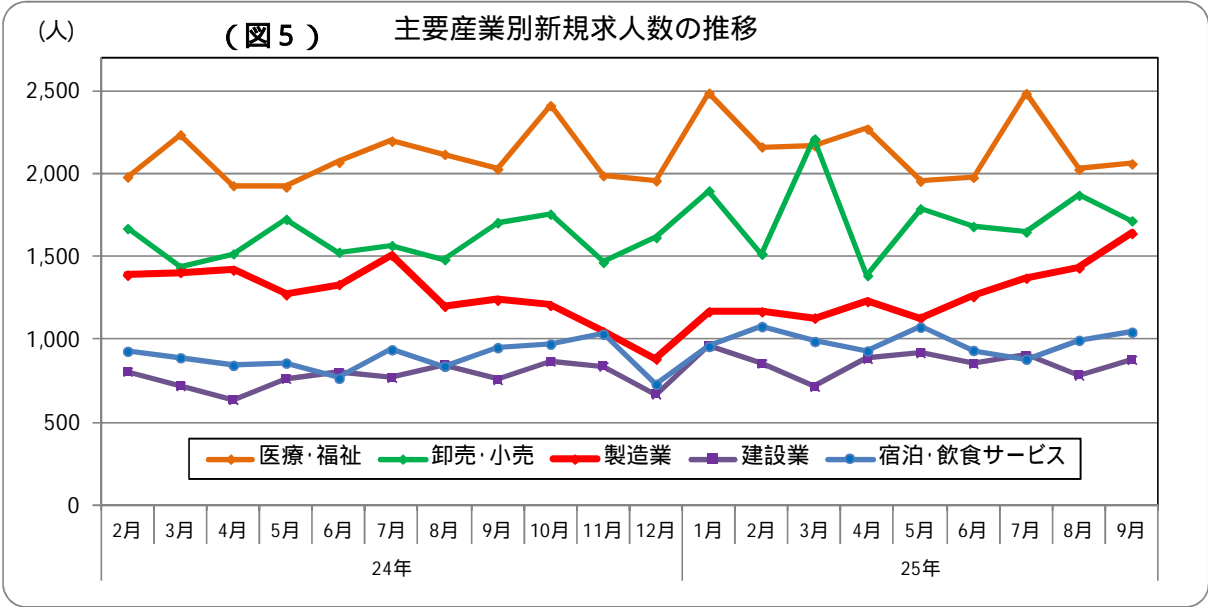
「在職者」は1,289人(6.3%減)で2か月連続減少、「無業者」は474人(11.2%減)で20か月連続減少、「離職者」は2,850人(14.1%減)で2か月連続減少した。

離職者の内訳をみると「事業主都合離職者」は828人(19.3%減)で2か月連続減少、「自己都合離職者」は1,871人(10.6%減)で2か月連続減少、「定年退職者」は82人 (21.2%減)で3か月連続減少となった。

県内各安定所の有効求人倍率(原数値)は、津1.52倍、伊勢1.13倍、尾鷲1.13倍、鈴鹿1.13倍、四日市1.05倍、松阪1.03倍、伊賀1.03倍、桑名0.97倍、熊野0.85倍、の順。松阪、桑名、熊野は前年同月を下回った。



全国(9月)の有効求人倍率 1.88 倍



(表1) 産業別新規求人の状況 (パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	25年9月	前年同月	前月	増減率	
				対前年	対前月
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	105	87	83	20.7	26.5
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	10	4	8	150.0	25.0
D 建 設 業	878	757	784	16.0	12.0
E 製 造 業	1,639	1,237	1,431	32.5	14.5
09 食 料 品	350	192	245	82.3	42.9
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	41	48	15	▲ 14.6	173.3
11 織 維 工 業	28	19	42	47.4	▲ 33.3
12 木 材 ・ 木 製 品	25	26	10	▲ 3.8	150.0
13 家 具 ・ 装 備 品	16	12	25	33.3	▲ 36.0
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	29	11	21	163.6	38.1
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	35	13	14	169.2	150.0
16 化 学 工 業	53	41	64	29.3	▲ 17.2
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	1	0	0	—	—
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	32	87	42	▲ 63.2	▲ 23.8
19 ゴ ム 製 品	90	32	11	181.3	718.2
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	52	62	42	▲ 16.1	23.8
22 鉄 鋼 業	27	25	16	8.0	68.8
23 非 鉄 金 属	36	15	10	140.0	260.0
24 金 属 製 品	140	152	120	▲ 7.9	16.7
25 は ん 用 機 械 器 具	78	64	60	21.9	30.0
26 生 産 用 機 械 器 具	81	60	38	35.0	113.2
27 業 務 用 機 械 器 具	44	25	38	76.0	15.8
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	77	96	202	▲ 19.8	▲ 61.9
29 電 気 機 械 器 具	160	114	108	40.4	48.1
30 情 報 通 信 機 械 器 具	14	9	39	55.6	▲ 64.1
31 輸 送 用 機 械 器 具	214	117	255	82.9	▲ 16.1
20,32 そ の 他 の 製 造 業	16	17	14	▲ 5.9	14.3
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3	15	6	▲ 80.0	▲ 50.0
G 情 報 通 信 業	87	96	64	▲ 9.4	35.9
H 運 輸 業 , 郵 便 業	777	522	982	48.9	▲ 20.9
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,715	1,704	1,869	0.6	▲ 8.2
( 50~55 卸 売 業 )	393	304	283	29.3	38.9
( 56~61 小 売 業 )	1,322	1,400	1,586	▲ 5.6	▲ 16.6
J 金 融 業 , 保 険 業	69	70	114	▲ 1.4	▲ 39.5
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	167	117	144	42.7	16.0
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	195	259	151	▲ 24.7	29.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,044	951	995	9.8	4.9
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	522	675	655	▲ 22.7	▲ 20.3
O 教 育 , 学 習 支 援 業	223	119	107	87.4	108.4
P 医 療 , 福 祉	2,059	2,027	2,025	1.6	1.7
( 83 医 療 業 )	786	783	647	0.4	21.5
( 85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業 )	1,271	1,244	1,377	2.2	▲ 7.7
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	119	81	101	46.9	17.8
R サ ー ビ ス 業 ( 他 に 分 類 さ れ な い も の )	2,087	1,855	2,658	12.5	▲ 21.5
ST 公 務 ・ そ の 他	200	205	157	▲ 2.4	27.4
合 計	11,899	10,781	12,334	10.4	▲ 3.5



## 【参考】用語の説明

### 職業紹介関係

#### 一般関係

##### ① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節 臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
- ・一般パートタイム 常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。
- ・常用的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- ・臨時的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者。
- 正社員 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

##### ② 求職・就職関係

- 前月から繰り越された有効求職者数 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。
- 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 雇用保険受給者 雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。

##### ③ 求人・充足関係

- 前月から繰り越された有効求人数 前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- 新規求人数 期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結びついた件数をいう。

## 雇用保険関係

- 受給資格決定件数 受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 受給者実人員 基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

## 諸比率の算出方法

- 求 人 倍 率 =  $\frac{\text{月間有効(新規)求人数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}}$
- 就 職 率 =  $\frac{\text{就 職 件 数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \times 100$
- 充 足 率 =  $\frac{\text{充 足 数}}{\text{月間有効(新規)求人数}} \times 100$
- 雇 用 保 険 受 給 者 の 就 職 率 =  $\frac{\text{雇 用 保 険 受 給 者 の 就 職 件 数}}{\text{雇 用 保 険 受 給 者 実 人 員}} \times 100$
- 中 高 年 齢 者 の 就 職 率 =  $\frac{\text{中 高 年 齢 者 就 職 件 数}}{\text{中 高 年 齢 月 間 有 効 求 職 者 数}} \times 100$

## 季節調整値

雇用や労働時間などが前月と比べて増えたか減ったかをみるとき、それが例年のパターンなのか経済実態を反映した傾向なのかを見分ける必要がある。

例えば、製造業の所定外労働時間は、休みが多い1月や5月に少なく、秋口から年末にかけて多いというパターンが例年みられる。

季節調整値とは、このような例年のパターンを取除いて、本当の傾向を見やすくした指標のことである。

## その他

(1) 使用している略符号は以下のとおりです。

「－」……………該当数字なし

「▲」……………減少

(2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。